

宮城県「産業廃棄物税」の更新

宮城県から協議があった法定外目的税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新される宮城県産業廃棄物税の概要は以下のとおりです。

課税団体	宮城県
税目名	産業廃棄物税（法定外目的税）
使途	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
課税標準	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	排出業者（中間処理業者を含む）
税率	1トンにつき1,000円
徴収方法	特別徴収・申告納付
収入見込額	（平年度） 約437百万円
非課税事項	天災地変その他の災害で知事が定めるものにより排出されることとなった産業廃棄物を最終処分場へ搬入する場合
徴税費用見込額	（平年度） 約16百万円
課税を行う期間	5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

令和元年12月17日 宮城県議会にて条例案可決

同 年12月25日 総務大臣協議

令和2年3月24日 総務大臣同意

（同 年3月31日 条例施行予定）

担当：自治税務局企画課 卯田係長、花房
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659